

令和6年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和6年11月1日（金）14:15～14:45 本館3-B会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、諸手当の改善、仕事と生活の両立支援制度、会計年度任用職員制度など

5. 交渉状況

職員団体	県
<p>厳しい職場環境や生活実態に加え、全ての職員の生活改善を図るため、給与水準の大幅な改善を求める。</p> <p>給料表の改定について、中高年齢層の上げ幅が若年層に比べて小さいことから改善を求める。</p> <p>扶養手当について、子に係る手当額を引き上げた上で、配偶者に係る手当を廃止しないよう求める。</p> <p>通勤手当について、新幹線や高速道路を利用する場合の特別料金加算に係る支給上限を廃止し、全額支給するよう求める。</p>	<p>これまでどおり人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。</p>
<p>初任給算定における前歴換算制度の見直しを含め、中途採用者の賃金水準の改善を求める。</p>	<p>中途採用者の初任給算定について、本県では国より有利な取扱いとしている。一方、人材確保が厳しい状況であり、また、民間経験の長い職員の採用も増えていることから、前歴換算制度の運用面について見直しができないか総務部長と協議したい。</p>
<p>通勤手当について、ガソリン価格が高騰していることなどから、交通用具利用者の支給額を引き上げるよう求める。</p>	<p>人事委員会勧告にない内容を独自に拡大実施することは困難である。</p>
<p>薬剤師などの採用困難職種について、初任給調整手当を支給するよう求める。</p>	<p>薬剤師に対する手当の支給は全国的にもほとんどなく、人材確保の状況も踏まえると、新設は困難である。</p>
<p>子育て支援時間について、対象児童を小学校6年生まで引き上げるよう求める。</p> <p>近隣の府県では同様の制度が小学校6年生まで利用できる自治体もあることから、子育て制度で遅れを取るべきではない。</p>	<p>国では制度がなく、多くの府県でも本県同様小学校3年生までを対象としていることから、国や他の都道府県との均衡を踏まえると、これ以上の拡大は困難である。</p>

<p>看護休暇について、学級閉鎖、入園（入学）式、卒園（卒業）式等に対応する場合にも取得できるよう改善を求める。</p>	<p>今般の育児・介護休業法改正を受けた国における対応も踏まえ、本県においても、取得事由の拡大を検討したい。入園（入学）式、卒園（卒業）式については本県独自の学校等行事休暇で対応を継続したい。</p>
<p>育児・介護休業法改正を踏まえ、部分休業の取得パターンを多様化し、「1年につき10日間の取得」を選択可能とするよう求める。</p>	<p>法改正の動向を注視し、検討していきたい。</p>
<p>会計年度任用職員の休暇制度について、常勤職員との均衡を図ること。 特に、私傷病特別休暇の有給化、年休の任期開始からの全日数付与を求める。</p>	<p>本県の会計年度任用職員の休暇制度は、国の非常勤職員の制度との均衡を基本としながら、会計年度任用職員制度導入前の本県における非常勤嘱託職員の制度を考慮して付与することを基本的な考え方としており、これ以上の改善は困難である。</p>
<p>会計年度任用職員の非公募による任用回数の上限について、国における期間業務職員の取扱いの変更や人材確保の観点も踏まえ、撤廃するよう求める。</p>	<p>現在、4回までは非公募による任用を可能としており、また、4回までの非公募による任用が終了後、新たに公募による選考を通じて同一人物が任用されることは否定されていない。</p>
<p>年次有給休暇の取得日数が年5日を下回る職員も少なくなく、早急に改善を求める。 特に、福祉施設等で取得が困難な状況にあるため、人員体制等も含めた抜本的な対策を講じるよう求める。</p>	<p>例年どおり取得への配慮を呼びかけ、お盆の時期には集中取得期間を設けた。 また、福祉施設等の一例として、近江学園では増員措置を行ったところ。育休等による欠員に対しては、今後も必要な人員の確保に努めていきたい。</p>
<p>宿泊料について、宿代が高騰している実情を踏まえ、実態に見合うように改善を求める。</p>	<p>国の旅費法が一部改正され、見直しの検討が進められていることから、国における検討状況を注視していきたい。</p>